

日米安保体制の再検討(四)

堀 堅 士

第一章 日米安保条約の分析

第一節 一九五一年の日米安保条約

第一款 国際監視委員会

第二款 個別的安全保障措置

[以上 第十卷第五号所載]

第二節 一九六〇年の日米安保条約

第一款 自助と相互援助

第二款 事前協議

[以上 第十一卷第一号所載]

第三款 内乱条項

第四款 経済協力

第五款 国際連合憲章との関係

第六款 条約期限

[以上 第十一卷第三・四・五合併号所載]

第二章 日本国民の防衛意識(一九六八—一九七八)

第一節 日米安保条約への評価

第二節 自衛隊への評価

第三節 日本国憲法第九条への評価

第四節 国際情勢への評価

第二章 日本国民の防衛意識（一九六八—一九七八）

第一節 日米安保条約への評価

朝日新聞社では一九七八年十月十二日、十三日の両日にわたって防衛問題についての全国世論調査を行った。

この調査の回答対象者は、全国約七九〇〇万人の有権者の中から選んだ三〇〇〇名で、学生調査員が直接面接して実施した。その標本（回答者）の選出方法は、層化無作為二段抽出方式。全国の市区町村を都市規模、産業などで分類し、さらに各市区町村の投票区を住宅地域、商工業地域、農漁業地域などの特性によって三四八層に分けた上で、無作為に各層から一投票区ずつ抽出して、その投票区の選挙人名簿から回答者を選出した。

不在とか回答拒否などのため回答の得られなかったのは四八一名。有効回答率は八四％であった。

そして、十一月一日の朝日新聞によれば、その調査の結果は、次の通りである。（なお数字は％を示し、0とあるのは四捨五入の結果1％に満たなかったもの）

〈質問1〉 〈あなたは、日本の国を守ること、言いかえると、日本の防衛問題に日ごろ関心をお持ちですか。持っ

34

多少持つ	26
持たない	36
その他の答え	1
答えない	3

一九七八年十月の時点での「日本の国を守ること」に対する日本国民の——正確に言えば日本の有権者の——関心は、「持つ」が34%、これに「多少持つ」の26%を加えると合計60%であるのに対して、「持たない」が36%である。朝日新聞社では、十年前の一九六八年十二月九日、十日の両日にも同じ層化無作為二段抽出方式で、全国約六八〇〇万人の有権者の中から選んだ三〇〇〇名に対して、同じく防衛問題についての世論調査を行っている。

不在とか回答拒否などのため回答の得られなかったのは四五八名。有効回答率は八五%であった。そしてその調査結果は、翌一九六九年一月五日の朝日新聞紙上に発表されているが、それによれば、「あなたは、日本の防衛問題に日ごろから関心をお持ちですか」という同じ質問に対して、答は次の如くであった。

へ持つ	37
多少持つ	31
持たぬ	29
答えない	3

このように、一九六八年には「持つ」「多少持つ」の合計が68%に対して、「持たない」が29%であったから、こ

の十年間に日本国民の「国を守ること」に対する関心度は7%乃至は8%低下したことになる。

個人としての「人間」は、個体保存本能を持っている。従って、国内法的には「生存権」と「正当防衛権」とが是認され、国際法的には「自存権」(right of self-preservation: Selbsterhaltungsrecht: droit de conservation de soi-même)と「自衛権」(right of self-defence: Recht der Nothwehr: droit de légitime défense)とが肯定されているのである。それに関連して、日本国憲法前文にも「生存」という語句が二カ所にある。

その一つは、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という場合の「生存」であって、ここに『われらの生存』とは、日本国民にも「生存権」があり、ひいては日本国家にも「自存権」があるということを宣言しているのであり、ここに『われらの安全』とは、日本国民にも「正当防衛権」があり、ひいては日本国家にも「自衛権」があるということを宣言しているのである。

他の一つは、「全世界の国民が恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」という場合の「生存」である。この場合の『恐怖』は「正当防衛権」と「自衛権」に関連し、『欠乏』は「生存権」と「自存権」に関連している。

このように、日本国憲法の前文において——われら日本国民は、その「生存権」と「自存権」に関しては、平和を愛する諸国民の公共と信義に信頼し、全世界の国民と共に平和のうちに生存することを願望するものであるが、万一、平和を愛しない諸国民の「不公正」と「不信義」によって、平和が破られ、われらの上に武力攻撃が加えられたらば、われらもまた「正当防衛権」と「自衛権」とを行使する決意があるのだと、日本国民は全世界の国民に向けて宣言しているわけである。

そして、「防衛問題」というのは、まさに、そのうちの「正当防衛権」と「自衛権」に関連する問題なのであり、如何なる意味においても「自存権」と「自衛権」とは混同されてはならない。

〈質問2〉 日本が戦後三十年以上も平和だったのは、主としてどんな理由によると思いますか。(回答を記入したカードの中から一つ選んでもらう)

日米安保条約	18
悲惨な戦争体験	29
地理的な条件	2
平和憲法	17
米ソの力関係	8
国民の努力	19
その他の答え	2
答えない	5

現在が『平和』である理由として、回答者の29%が選んだカードが「悲惨な戦争体験」であったことは、象徴的である。しかしながら、「戦争に負けたから良かった」というこの日本国民の意識は国際的常識からすれば異常なのである。

そして、この『悲惨な戦争体験のおかげで、日本は現在平和なのだ』というカードと、『敗戦の結果生れた平和憲法のおかげで、日本は現在平和なのだ』というカードの合計は46%であって、半数に近い日本国民が今日なお、抽象画としての『平和の小鳩』の気分には酔いしれ、後向きの姿勢で『平和』を謳歌していることがわかる。

何故なら「悲惨な戦争体験」なるものも、「平和憲法」なるものも、ただそれだけなら、それは過去の産物であり、三十余年も昔に生じた一つの現象にすぎないからである。

いわゆる「悲惨な戦争体験」も、いわゆる「平和憲法」も、(単なる過去の戦争への反省に平和の要因を求めるといふ観念論的な姿勢においてではなく)、日本国民がそれらを現実の「日米安保条約」やその「地理的な条件」や「米ソの力関係」の中でどのように生かして使うかが重要なのである。

しかし、それらの外的要因、それらの具体的な国際関係の今日的バランスこそが、今日の日本の平和のよりどころであると考えられる日本国民の数は少い——「日米安保条約のおかげで、日本は平和なのだ」18%、「米ソの力関係のおかげで、日本は平和なのだ」8%、「地理的な条件のおかげで、日本は平和なのだ」2%の三つのカードを合計しても、それは全体の28%にすぎない。

まして「国民の主體的な努力のおかげで、日本は平和なのだ」と考えている日本国民の数は、更に少いのである。

日本国民が平和維持のために積極的に努力しなくとも、平和なのだという認識そのものに問題がある。それでは他人から「与えられた平和」であり、それを『奴隷の平和』と外国人は呼んでいる。そして、それが与えられたものであり、奴隷のそれである以上、それは「主人」の手で何時でも取り上げられる可能性のある『平和』なのである。

〈質問3〉 〈日本がアメリカと結んでいる安保条約は、日本のためになっていると思いませんか。それとも日本のためになっていないと思いませんか。〉

ためになっている 49

ためになっていない 13

どちらともいえない 22

その他の答え 2

答えない 14

前回一九六八年の世論調査では、「日米安保体制は、結局のところ、日本のためになっていると思いませんか。それとも、日本のためになっていないと思いませんか」という同じ質問に対して、その答は次の如くであった。

へなっている 33

なっていない

その他の答 7

答えない 31

単にこれだけを見ると、「日米安保条約は日本のためになっている」という日米安保体制肯定派が33%から49%に増加し、「反対に日米安保体制否定派は29%から13%に減少しているので、日本国民の「在日米軍」・「アメリカの核の傘」への信頼度はこの十年間に強くなったように思える。

〈質問4〉 〈いざという場合、アメリカは本気で日本を守ってくれると思いますか。そうは思いませんか。〉

守ってくれる

20

そうは思わない

56

その他の答え

8

答えない

16

「いざという場合」、つまり外国から武力攻撃があった場合に、「アメリカは本気で日本を守ってくれる」とすべての日本国民が期待して、この日米安保体制を維持しているのだというのは、単なる幻想であるにすぎない。

その現実には、この世論調査の結果でも判明したように、日本国民の56%が、「いざという場合」に、アメリカが本気で日本を守ってくれるなどとは思っていないのであり、「答えない」の16%を加えると、その合計は72%にも達するのである。

さて、一九六八年の世論調査では、「いざという場合、アメリカは本気で日本を守ってくれると思いますか。それとも、そうは思いませんか」という同じ質問に対して、その答は次の如くであった。

〈守ってくれる〉

24

そうは思わない

51

その他の答

6

答えない

19

「いざという場合」「アメリカが本気で日本を守ってくれる」という対米信頼派が、この十年間に24%から20%へ4%も減少しており、逆に「いざという場合」「アメリカは日本を放棄する」という対米不信派が、51%から56%へ4%も増加しているのであるから、前の質問から導き出されたような「在日米軍」・「アメリカの核の傘」に対する日本国民の信頼度の増大は認められないことになる。

「外国から武力攻撃が加えられた場合には、アメリカは日本列島を放棄するに違いない」「アメリカが本気で日本を守るものか」というのが、実は、今日の日本国民の過半数の56%、或は大部分の72%の見解なのであり、「いざという場合、アメリカが本気で日本を守ってくれる」と今日なお信じている日本国民は全体の20%にすぎない。そして、それは「いざという場合」「有事の際には」、つまり外国から武力攻撃があつた場合には、日本国民の圧倒的多数が——米軍による保護を期待するどころか——逆に、米軍を捨て、アメリカから「離反」するということを明確に暗示しているのである。『或る朝、突然に』、『自由ベトナム』で、『自由イラン』で、それが起つたように——。

それでいて「質問 3」へ日本がアメリカと結んでいる安保条約は、日本のためになっていると思いませんか、それとも日本のためになっていないと思いませんか——に対しては、日本国民の49%が「日本のためになっている」と答えており、「日本のためになっていない」と答えた者は、わずか13%にすぎなかった。

それでは、いったい日本国民にとって、「日米安保体制」とは何なのか。

日本国民は、この体制に何を期待しているのか。日本国民が、この条約から期待している「利益」というのは、実は、その本筋としての「いざという場合に」アメリカが本気で日本を守ってくれるということ、つまり有事の際に、

在日米軍によって日本国民の「生命」「財産」が保護されるということにあるのではない。⁽¹⁾

「いざという場合、日本は本気でアメリカを守ることは出来ない」「いざという場合、アメリカが本気で日本を守ってくれるはずはない」「お互に狸と狐のだまし合いをやっているだけだ」と、大部分の日本国民は心の中で算盤をはじいているわけである。心の底からの「対米従属派」・「向米一辺倒派」は、〈質問 2〉〈日本が戦後三十年以上も平和だったのは、主としてどんな理由によると思いますか〉——に對して、「それは、日米安保条約のおかげである」と答えた18%、或は〈質問 4〉〈いざという場合、アメリカは本気で日本を守ってくれると思いますか〉——に對して、「アメリカは本気で日本を守ってくれると思う」と答えた20%の日本国民だけなのである。

如何なる外国の軍隊でも、その駐留する国の国民から信頼されることはない。ただ、その外国軍の駐留から汚い「利益」を得る少数の「えらい人たち」(マタイ二〇—25)だけが、その外国軍を歓迎するにすぎないし、それも見せかけだけの歓迎である。十年前の一九六八年の世論調査の結果、すでに次のようなことが明らかになっていた。

へいま安保条約にもとづいて、日本の本土にはアメリカ軍がいますが、このアメリカ軍は「日本から頼まれて日本を守っているのだ」という意見と「実際にはアメリカのために戦後の占領から引続きとどまっているのだ」という意見があります。あなたは、どちらの意見に賛成ですか。

日本を守るため

8

アメリカのため

54

両方の意味がある

23

その他の答 1
 答えない 14 ✓

△いま日本の本土にいるアメリカ軍とその基地は、日本の国を守るために必要だと思いますか。必要ないと思いま
 すか。

必要 28
 必要ない 56
 その他の答 2
 答えない 14 ✓

△軍事基地があると、飛行機の騒音や事故、風紀の問題などで、住民に迷惑はかかるが「日本の国を守るためだか
 ら、がまんすべきだ」という意見があります。あなたは、賛成ですか。反対ですか。

賛成 13
 反対 59
 迷惑の程度による 18
 その他の答 2
 答えない 8 ✓

△日本本土のほかに、沖縄にもアメリカ軍がいますが、沖縄のアメリカ軍は、日本の国を守るのに役立っていると思いますか。役立っていないと思いますか。

役立っている

19

役立っていない

45

どちらともいえない

21

その他の答

1

答えない

14
▽

△「原水爆などの核兵器をたくさん持っているアメリカが、日本を守っているから安心だ」という意見があります。一方「アメリカの核のカサにはいることは、核戦争にまきこまれる恐れもあって、かえって危険だ」という意見があります。あなたは、どちらの意見に賛成ですか。

安心

12

危険

67

その他の答

6

答えない

15
▽

このように、十年も前から、日本国民の過半数が「在日米軍は、アメリカのために駐留しているのだ」ということを見抜き、「在日米軍は、日本を守るためには必要ではない」という意見を持っており、更にその67%が「米軍の駐留は、日本を核戦争に巻き込む危険がある」と判断していながら、それでもなお前述のように「日米安保体制は、結局のところ、日本のためになっていると思う」という評価が33%もあったのは、いったい、どういうことなのであるか。

しかも、その評価は十年後の今日では49%に増加したのである。

彼らは、この条約の何が「日本のため」になっているかと思っっているのであろうか。

第二節 自衛隊への評価

〈質問5〉	〈あなたは、自衛隊にどんな感じをお持ちですか。〉	(自由回答)
あってもよい	20	
必要だ	20	
災害救助に役立つ	12	
必要ない	12	
関係がない	10	
もっと強くなってほしい	8	

軍隊と同じ

5

その他の答え

1

答えない

12
√

「あつてもよい」20%、「必要だ」20%、「災害救助に役立つ」12%、「もっと強くなつてほしい」8%、以上およそ自衛隊を肯定する答の合計は60%であるのに対して、自衛隊などは「必要ない」として自衛隊を積極的に否定する答が12%、わたしには「関係がない」として消極的に自衛隊を否定する答が10%、それに「軍隊と同じ」という答の5%を加えると自衛隊を否定する答の合計は27%である。「肯定」対「否定」の比は「二」対「一」であつて、日本国民のおよそ三分の一が、あの「悲惨な戦争体験」と「平和憲法」への拘泥のゆえに自衛隊を否定したいと思つていることが推定出来る。

さて、——自衛隊とは何か——。国連憲章第五十一条には、次のように規定してある。「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」

△質問 4√△いざという場合、アメリカは本気で日本を守ってくれると思いませんか。そうは思いませんか。——
に対して、日本国民の56%が「いざという場合」、つまり「外国から武力攻撃が加えられた場合」、アメリカが本気で日本を守ってくれるとは思わないと答えた。

このように、日本国に向つて外部から加えられる武力攻撃に対して、日米安保条約による「集団的自衛権」の行使

などというものが本気では期待出来ないということをも日本国民の過半数が自覚しているのだとすれば、日本の防衛については、彼らは「個別的自衛権」の行使に頼ろうとするのであろうか。日本国民が「個別的」自衛権を行使しようとするなら、そのための「軍隊」の創設が必要であり、行政機関としては「国防省」が必要となってくるはずである。

〈質問6〉 〽あなたは自衛隊を今後どうしたらよいと思いますか。(回答を記入したカードの中から一つ選んでもらう)

自衛隊は強化する	19
自衛隊は現状で行く	57
自衛隊は縮小する	11
自衛隊は廃止する	5
その他の答え	3
答えない	5 ✓

アメリカは頼りにならぬから、個別的自衛権が行使出来るように「自衛隊を強化」せねばならぬという答は19%。これに真向から反対して——「自衛隊を廃止」しようという答は5%。それに即時廃止とは言わないが現在よりも「縮小」したいと考えている11%を加えると、その合計は16%になる。

つまり「アメリカは本気で日本を守ってくれるとは思わない」——すなわち集団的自衛措置の破綻を前提とした上で、

個別的自衛措置への「肯定」と「否定」とが、このようにほぼ同数となっているのである。

そして、「自衛隊」については、過半数である57%が「現状」のままを支持しているのであるが、彼らは、日本自衛隊の任務が如何なるものであるかを十分に承知の上で、このように答えているのであろうか。自衛隊法第三条には次のように規定してある。「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略および間接侵略に対し、わが国を防衛することを主たる任務とし、必要に應じ公共の秩序の維持に当るものとする」。

十年前の一九六八年の世論調査では、「日本の国を守るためには、『自衛隊とか軍隊とかの軍事力が必要だ』という意見と、『そのような軍事力は必要ない』という意見があります。あなたは、どちらの意見に賛成ですか」という質問に対する答は次の如くであった。

△必要

64

必要ない

26

その他の答

3

答えない

7
▽

また『日本も国を守るためには、自分で原水爆などの核兵器を持つ必要がある』という意見と、逆に『必要はない』という意見があります。あなたは、どちらの意見に賛成ですか」という質問に対する答は次の如くであった。

△必要

21

必要ない

66

その他の答

4

答えない

9

このように「日本の国を守るためには、或る程度の軍事力、すなわち個別的自衛力を持つ必要がある」「しかし、核兵器を持つ必要はない」と答えた64%乃至は66%の日本国民の常識は健全であった。

それでは、彼らは核兵器を持たないまでも日本自衛隊を増強して、個別的自衛のための「軍事力」「軍隊」に仕立て上げようと考えていたのであるうかというところではない。彼らの55%もまた、次のように、「現在の自衛隊で十分だ」「現状で行く」と答えていたのであった。

△「いまの自衛隊はもっと増強した方がよい」という意見や、「いまの自衛隊で十分だ」という意見、また「自衛隊は必要ない」という意見があります。あなたは、どの意見に賛成ですか。

増強した方がよい

19

いまで十分

55

縮小した方がよい

4

必要ない

9

その他の答

3

答えない

10

廃止もせず、さればとて増強もせず、今のままの「自衛隊」の現状維持というのが十年來の日本国民の55%乃至は57%の意見であることがわかる。

第三節 日本国憲法第九条への評価

一九六八年の世論調査では、日本国憲法第九条への評価については、次の二つの質問が並んでいた。

△「日本は憲法で正式の軍隊は持てないことになっています。「いまの自衛隊は憲法に違反している」という意見と、「憲法違反ではない」という意見があります。あなたは、どちらの意見に賛成ですか。

憲法違反 17

違反ではない 40

どちらともいえない 26

その他の答 1

答えない 16
V

△「正式の軍隊を持てるように憲法を改正した方がよい」という意見と、「憲法は改正しない方がよい」という意見があります。あなたは、どちらの意見に賛成ですか。

改正に賛成 19

改正しないことに賛成 64

その他の答 3

答えない

14
✓

ここでもまた、自衛隊も「現状」のままを肯定し、憲法も「現状」のままを肯定するというのが日本国民の過半数の意見であることが証明されている。

そして、十年の歳月が流れた。

〈質問7〉 日本は憲法で「戦争はしない、軍隊は持たない」と決めています、このように決めたことは、よかったですか。よくないですか。よくなかったと思いますか。

よかった

82

よくなかった

7

その他の答え

5

答えない

6
✓

この「質問」そのものが非科学的である。

「戦争をしない」ということと、「軍隊を持たない」ということは別の意味を持つ命題であり、それを一つの「質問」として設定したことは、それが故意ならば悪質であり、それが過失ならば軽率のそしりをまぬがれない。

日本国憲法第九条には、次のように規定してある。「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求

し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。」

ここに「戦争」と「武力行使」と「武力威嚇」とが別の概念として並んでいることに注意せねばならない。

また「武力」と「戦力」とも別の概念であることに注意せねばならない。

「武力」(force)には、「対内的武力」(警察隊)と、「対外的武力」(軍隊)とがあり、その内の「対外的武力」(軍隊)が「戦争」をする目的で持たれる時に、それは「戦力」としての軍隊と呼ばれるのである。

「軍隊」(対外的武力)が行使される時には、それはすべて「戦争」であるという解釈は、法律的ではない。それでは「戦争」と「武力行使」とを別な概念として並べた日本国憲法第九条の意味がわからなくなってしまっているのである。

聯合國軍總司令部が米國政府に提出した『日本の政治的再編成』“Political Reorientation of Japan, Sep. 1945 to Sep. 1948”と題する「報告書」の第百二頁にあるいわゆる「マッカーサー・ノート」には次のように書いてある。「これまで獨立國の持つ當然の權利だとされてきたところの戦争は廢止される。日本は、國際紛争を解決する手段としての戦争は勿論のこと、自衛の手段としての戦争も放棄する。日本は、その防衛と安全に関しては今や全世界を揺り動かしつつあるところの、より崇高な理想を頼みとするのである。日本の陸軍、海軍、空軍は絶対に許されない。日本の如何なる武力組織に対しても、交戦権は決して与えられない。」“War as a sovereign right of nation is abolished, Japan renounces it as an instrumentality for setting its disputes and even for preserving its own security. It relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its protection. No Japanese Army, Navy, or Air Forces will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be

conferred upon any Japanese force.”

この「マッカーサー・ノート」が日本国憲法第九条の原型であることは、誰しもの認めるところであるが、ここで(1) マッカーサーは、「戦争」の放棄だけを企図しているのであって、「武力行使」「武力威嚇」の放棄には思い致らなかったこと (2) マッカーサーは「戦争」の放棄と「交戦権」(戦争をする権利)と「戦力」としての陸軍・海軍・空軍の禁止を提案していること (3) マッカーサーが陸軍・海軍・空軍の他に「交戦権を持たない武力組織」の存在、すなわち「戦力」ではない「武力」の存在を承知していたことが推定出来る。

「日本は憲法で、戦争をしないと決めた」というのは正しい。

日本は「自衛戦争」も出来ないというのは正しい。

しかし、「日本は憲法で、軍隊を持たないと決めた」というのは正しくない。「交戦権を持たない武力組織」・「戦争を目的としない対外的武力組織」・「戦力でない軍隊」、換言するならば、「武力行使のための軍隊」および「武力威嚇のための軍隊」の保持までも日本国憲法第九条が禁止しているというの間違った解釈である。

日本は憲法上「自衛戦争」は出来ない。

しかし、外部からの武力攻撃に対して自衛のための「武力行使」と「武力威嚇」を行うことは、何ら日本国憲法に違反しない。

従って、その自衛の「武力」行使および「武力」威嚇のために「武力」、特に「対外的武力」(軍隊)を持つことは、憲法を改正しなくとも可能なのである。

〈質問8〉 日本が正式の軍隊を持てるように、憲法を改正することに賛成ですか。反対ですか。

賛成 15

反対 71

その他の答え 5

答えない 9

〈質問9〉 賛成と答えた人15%に、どういふわけで、そう思いますか。(自由回答)

国を守るため 9

正式な軍隊に 3

若ものの鍛錬のため 1

その他の理由 1

理由をあげない 1

〈質問10〉 反対と答えた人71%に、どういふわけで、そう思いますか。(自由回答)

戦争はイヤだ 20

戦争にまぎこまれる 16

軍隊はいらない 9

軍国主義復活を恐れる	7
平和・憲法を守る	6
自衛隊で十分	6
経費がかかる	2
何となく・その他の理由	2
理由をあげない	3

このように「憲法改正」への反対が日本国民の71%を占めている以上、改憲が不可能であることは明白であるが、その反対理由が全く「幼稚」そのものであることには驚かざるを得ない。

彼らは、「医者」が存在するから、「病氣」が存在するのだと考えている。

従って、日本人の「医者」を無くしさえすれば、この世の中から「病氣」は無くなると、彼らは「幼稚」にも考えられているのである。

おのれが心の内に「病氣はイヤだ」|| 「戦争はイヤだ」と思い、「戦争にまきこまれる」ことを恐れ、「医者はいらない」|| 「軍隊はいらない」と思い、「軍国主義復活を恐れ」て、「平和憲法を守る」ことを心掛けていさえすれば、世界中に「戦争」も「武力行使」も「武力威嚇」も起らないと言うのか。

前に引用した国連憲章第五十一条にも規定してあったように、武力攻撃は「外部から」加えられるのであって、常に「内部から」、つまり常に日本国民の側から生じるのではない。日本だけが「帝国主義国家」「軍国主義国家」で

あるわけではない。

しかしながら、敗戦後三十余年間、「枢軸諸国」(The Axis Nations)の一員であった日本、従って国連憲章第五十三条によって国連の「敵国」(the enemy state)に指定され、日本に対しては、戦勝国側「聯合諸国」(The United Nations)から不断の政治的謀略が加えられて来た結果、今日では日本国民の71%が「戦争は内部から起る」「日本が戦争を仕掛ける」「日本さえ軍隊を彼たなければ、戦争は起らない」と信じ込まされてしまっているのである。

“The United Nations” (U.N.) 或は “The United Nations Organization” (U.N.O.) を、故意に「国際連合」と誤訳させているところから、第二次世界大戦後の政治的謀略が始まっていることを知らねばならない。

“The United Nations” とは「聯合諸国」と翻訳するべきであり、“The United Nations Organization” とは、「聯合諸国の、聯合諸国による、聯合諸国のための機関」であり、従って「枢軸諸国」の一員であった日本は、今なおその「指定敵国」であることを知らねばならない。

さて、残りの反対理由、つまり軍隊では「経費がかかる」から、現在の「自衛隊で十分」だとする意見について言えば、彼らは「軍隊」と「自衛隊」と「警察隊」の区別さえ知らないのだと判断せざるを得ない。

前述のように「武力」には、「対内的武力」(警察隊)と「対外的武力」(軍隊)の二種類がある。そして、現在の「自衛隊」は、その両者の中間に存在するのである。

「軍隊」とは、その銃口を外部に向けているところの武力組織である。

「警察隊」とは、その銃口を内部に向けているところの武力組織である。

しかるに、現在の日本自衛隊の任務は、専ら「直接侵略」に対する防衛、つまり外部からの武力攻撃に対して（専ら銃口を外部に向けて）、祖国を防衛することだけではない。このことは、前に引用した自衛隊法第三条の規定しているところであるが——自衛隊の銃口は内部にも向けられ、日本国民（同胞）を殺傷することをも、その「主たる任務」としてしているのである。

「間接侵略」に対する防衛というのがそれである。

大震災などの場合に、一時的に軍隊（対外的武力）が「公共の秩序の維持」（治安維持）に当ることがあるが、それは軍隊の「主たる任務」ではない。しかし、敗戦に起因する対米従属の軍事体制の下で、一九五〇年八月に朝鮮半島へ出動した米軍の代りに、日本列島内の米軍基地を日本国民の暴動から守らせるための「治安維持部隊」・「傭兵」（ガードマン）として創設された「警察予備隊」、つまり日本の「再武装」には、その最初から『暗い影』がつきまわっていたのであった。

警察予備隊令第三条には、次のように規定してあった。「警察予備隊は、治安維持のため特別の必要がある場合において 内閣総理大臣の命を受け行動するものとする。」

「公共の秩序の維持」・「治安維持」とか「間接侵略の鎮圧」というのは、総理大臣の命令さえあれば、「対米従属派」以外の日本国民に「暴徒」という汚名を着せて殺傷することを意味するのだが、このような『同胞殺傷部隊』である日本自衛隊の「現状」を肯定し維持することが、日本国民にとって、どれほど「経費のかからない」「経済的な」ことだと言うのであろうか。

「英語」で命令を聞く現在の日本自衛隊は、かつての「満人保安隊」に等しいのである。「いざという場合」「有

事の際」「外国からの武力攻撃に対しては、関東軍が出動して守ってやる」「満人保安隊の任務は、満人の暴動から関東軍の基地を守ることにある」と言っていたのは、何処の国の政府であったのか。そして、その国の政府は、確かに「満州帝国」を防衛したのか。

第四節 国際情勢への評価

一九六八年の世論調査には、国際情勢への評価、特に日本に対する外国からの戦争と武力行使と武力威嚇の可能性について、次のような質問とそれへの答があった。

△あなたは、外国が日本を攻撃したり、武力でおどしたりするような心配があると思いますか。そんな心配はないと思いますか。

心配がある	32
心配はない	52
その他の答	3
答えない	13

◇心配があると思う国（この質問は、一人につき二つまでの回答を認めて集計したもので―複数回答―回答の合計は32%より多くなる）

ソ連	15
アメリカ	6
中国	5
共産圏の国	2
国名はいえない	1
答えない	8
◇心配があると思う理由(複数回答)	
国際的緊張から	6
安保体制があるから	5
戦争がないとはいえない	4
防衛力や地理的位置から	3
思想の対立から	3
他国の膨張政策から	3
日本の戦力強化に不安	1
何となく	3
その他の理由	1
理由をあげない	5

◇心配はないと思う理由（複数回答）

日本は平和国家だから	8
いま平和だから	7
勢力均衡の国際情勢から	7
安保体制があるから	4
核時代に戦争はない	3
日本の政治・外交を信頼	2
防衛力があるから	2
何となく	6
その他の理由	2
理由をあげない	12

このように、一九六八年の日本では、「日米安保体制」を通じて「アメリカ」が日本を支配し、場合によっては「アメリカ」そのものが日本に武力攻撃や武力威嚇を加える心配があると判断する国民が6%あって、それは「ソ連」の15%に次いで多かった。——そして、その当然の結果として——。

△日本の国を守るためには「アメリカに頼ったほうがよい」という意見と、「中立の立場を守ったほうがよい」という意見があります。あなたはどちらの意見に賛成ですか✓という質問に対する答は、次のように「中立」支持が過

半数を占めていたのであった。

△アメリカに頼る

24

中立を守る

58

その他の答

6

答えない

12
√

そして、この「中立」というのは、「非武装中立」ではなくて、「武装中立」を意味していたのであった。

その時、日本国民の過半数が「武装中立」を願望していたということは、それに続く質問△日本の国を守るためには「自衛隊とか軍隊とかの軍事力が必要だ」という意見と、「そのような軍事力はいらない」という意見があります。あなたは、どちらの意見に賛成ですか▽——に対して、前に引用したように(一〇三頁参照)、軍事力が「必要」という答が64%にも及び、「必要ない」という26%をはるかにしのいでいたことから明らかである。

しかし、十年後の一九七八年の世論調査では、日本に対して武力攻撃又は武力威嚇を加える可能性のある国、つまり『心配があると思う国』というのは、どの国かという質問が欠落しているばかりでなく、「日本の国を守るためには『アメリカに頼ったほうがよい』と思うか、それとも『中立の立場を取ったほうがよい』と思うか」という重要な質問が欠落している。あの64%乃至は58%の日本国民の武装中立への指向がこの十年間で完全に消滅したとでもいうのであろうか。

△質問11

△あなたは、外国が不意に日本を武力で攻撃してくるような心配があると思いますか。そんな心配は

ないと思いますか。

心配がある

30

心配はない

54

その他の答え

5

答えない

11
✓

〈質問12〉

〈(心配があると答えた人30%)に)いまの法律では、自衛隊は総理大臣の命令があつて初めて防衛出

動できる決まりになっています。これに対して「不意に攻撃された場合には、自衛隊だけの判断で出動できるように、法律で決めておくべきだ」という意見があります。あなたは、この意見に賛成ですか。反対ですか。

賛成

13

反対

13

その他の答え

1

答えない

3
✓

十年前と全く同じく、日本国民の過半数は、「外国が不意に日本を武力で攻撃してくるような心配はない」と考えている。

しかし、米政府および日本政府は、外国からの日本への武力攻撃はあるものとみて、今やその準備を始めた。

この「世論調査」の結果を発表しているその十一月一日の朝日新聞は、——くすしくも——「攻勢面は米軍主体」という標題で次のように書いている。

△有事の際に、自衛隊と米軍との円滑な共同対処行動をとるためのガードライン（指針）作りを協議していた日米防衛協力小委員会が三十一日午後開かれ、指針の草案をまとめた。▽

△これを受けて今後は自衛隊と在日米軍・米太平洋軍の制服サイドで具体的な場面を想定した作戦研究にとりかかり、日米防衛協力は新段階に入る。▽

△指針は、わが国の憲法上の制約などをふまえ、「自衛隊は防勢面を担当する」との原則を示し、「不足する部分を米軍が支援する」という表現で、攻勢面は米軍が主体になる機能分担を日米双方が確認した。各項目の主な点は①作戦指揮は日米が別個におこなうが必要な場合には「指揮調整所」を設置する ②情勢認識を統一するため、平時から有事に至る情勢を数段階に区分する共通の「物差し」を作り適切な準備態勢をとる ③情報交換の内容、ルールを明確にする ④後方支援については、補給面などで相互に協力する、などが合意された。指針作成にあたり、日本側は当初、在日米軍が保有する弾薬などの対日援助量、米軍来援部隊の概要などかなり具体的な協力体制を明確にしたい希望を持っていたが、米側は新たな対日義務を負うことを拒否し、「基本原則を定めた抽象的なもの」（伊藤防衛局長）になったという。しかし安保条約がありながらこれまでは軍事面について包括的な研究をしていなかったのに比べ、このような共同対処の指針で合意したことは、「日米安保の歴史で意義が深い」と外務省、防衛庁は評価している。この指針は今月末にも予定される安保協議委員会（外相、防衛庁長官、米駐日大使、米太平洋軍司令官）に報告されて正式に決定されるが、それを受けて自衛隊（統合幕僚会議事務局）と在日米軍・米太平洋軍の制服同士

で具体的な協力の細目作りに入る。▽

『日米防衛協力』と言えば聞こえは良いが、その最高機関である「日米安保協議委員会」のメンバーが、日本側は「外務大臣」（外相）と「防衛庁長官」であるのに対して、米国側は「國務長官」（外相）でも、「国防長官」でもなく、ずっと格の下の「駐日大使」と「太平洋軍司令官」であることが、日米安保体制とは、そも何であるのかを象徴的に物語っている。

すなわち、ここで日本の「外務大臣」と米国の「駐日大使」とが同格に取扱われていることからわかるように、日米安保体制の下では、日本の「自衛隊」（満人保安隊）は、「米太平洋軍」（関東軍）に従属しているのである。

攻撃面は米軍が主体になり、日本自衛隊は防禦面を担当するというのがそれである。「有事の際に」「いざという場合に」「外国から武力攻撃が加えられた場合に」、その外国軍を攻撃してこれを撃滅してしまわなければ、日本国民の「生命」「財産」は守られない。

しかし、その外国軍を攻撃することは、主として米軍が担当するというのである。日本自衛隊の任務の中にも、そのような場合の「直接侵略」に対抗する防衛ということはあるが、それには「わが国の憲法上の制約」があるので、その行動は米軍への協力、防禦面での協力、つまり「外国軍」に対してではなく、日本の「暴徒」の叛乱から米軍基地を防衛すること、換言するならば「間接侵略の鎮圧」が日本自衛隊の「主たる任務」となるということなのである。

しかも「攻撃面は、米軍が主体」というそのことが、日本国民を思わぬ戦争の惨禍に巻き込む危険をはらんでいる。地球の裏側で米ソ間に日本には関係のない「戦争」または「武力行使」が起った場合でも、当然、在日米軍はソ連を

攻撃する。そして、その在日米軍へのソ連の反撃は日本列島に集中するのである。

当然、ソ連軍が日本列島に上陸を開始する。

その時の「弾薬」の対日援助量も、「米軍来援部隊」の概要も、米国は一切、確約しようとはしない。——それは、当然のことである。何故なら、米国の「弾薬」も、米国の「軍隊」も、米国を防衛するために——米国民の「生命」「財産」を守るために——あるのだからである。

〈質問13〉 〈これからの日本は、どこの国と一番仲よくしていくのがよいと思いますか。〉 (自由回答)

アメリカ	29
中国	23
ソ連	3
韓国	0
北朝鮮	0
その他のアジア諸国	5
その他の国	2
すべての国	17
その他の答え	3
答えない	18

▽

〈質問14〉 日本が、こんど中国と平和友好条約を結んだことは、よかったと思いますか。そうは思いませんか。

よかった 87

そうは思わない 2

その他の答え 3

答えない 8
▽

〈質問15〉 日本とソ連との外交関係はうまくいっていると思いませんか。そうは思いませんか。

うまくいっている 13

そうは思わない 62

その他の答え 4

答えない 21
▽

〈質問16〉 日本が、こんど中国と平和友好条約を結んだことは、よかったと思いますか。そうは思いませんか。

よかった 87

そうは思わない 2

その他の答え 3

答えない 8
▽

日米安保体制の再検討(四)

日中・日米とのかね合い

7

日本外交の弱腰

3

その他の答え

4

答えない

5
√

日本国民の62%が、「日本とソ連との外交関係」は、現在うまくいっていないと思われているけれども、同時に、日本国民の54%がソ連が不意に日本に対して「武力攻撃」を加えてくる心配はないと高をくくっている(質問 11)。
 それでは、何故、ソ連が日本を武力で攻撃してくるような心配がないのか——それは、日米安保条約にもとづく「米軍」の駐留があるからだ——在日米軍がソ連への『抑止力』として作用しているのだと、日本国民の49%は考えているのである。

すなわち(質問 3)√日本がアメリカと結んでいる安保条約は、日本のためになっていると思えますか。それとも日本のためになっていないと思えますか。√——に対して、49%の日本国民が「日本のためになっていると思う」と答えているのはその意味なのである。

日本国民が、本来は軍事上の相互協力⇨共同防衛のための条約であるはずの日米安保条約から期待している「利益」というのは、実は、その本筋としての軍事上の相互協力⇨共同防衛、つまり国連憲章第五十一条にもとづく「集団的自衛権」の発動、「いざという場合」「有事の際」に米軍が日本国民の「生命」「財産」を守ってくれることによる「利益」なのではない。そんなものを日本国民の大部分は期待してはいない(質問 4)。

日本国民が、日米安保条約に期待しているのは、「いざといわない場合」、つまり在日米軍の軍事力を恐れて、ソ

連が日本列島への侵攻をためらっている間に、日本が一方的に「即物的利益」「経済的利益」を手に入れることが出来るということだけなのである。

日本国民の多くは、今なお「大宰相吉田茂が、巧妙にアメリカをだまして日本を防衛させた。その結果、日本が軍事力に国家の資金を使わずに、経済成長に資金を集中できたのは良かった」と言っている。そして、一九六八年の世論調査でも、「日本が戦後、経済的に発展できたのは、アメリカ軍が日本を守ってくれたためだ」という意見があります。あなたは、この意見に賛成ですか。反対ですか——という質問に対する答は次の如くであった。

△賛成

55

反対

26

その他の答

6

答えない

13
▽

その故に、外国人は彼らを『エコノミック・アニマル』と呼んでいるのであるが、しかし「アニマル」は賢明そうに見えても、結局は「アニマル」以上の何ものでもない。

日米安保条約の他方の当事国である米国側は当然、この条約に「いざという場合」「有事の際」の在日米軍基地からの「利益」を期待している。しかも、「いざといわない場合」の日本側の「利益」の源泉、つまり米軍がソ連軍への『抑止力』として作用するというのは、米国の軍事力がソ連の軍事力よりも圧倒的に優位だった「昨日」までのことなのである。ソ連の軍事力が米国の軍事力に追いつき、そして追い越そうとしている「今日」、更には「明日」には、在日米軍は、もはやソ連軍への『抑止力』とはならない。

〈質問17〉 八日本の国を守るのに一番大切なのは、何だと思えますか。(回答を記入したカードの中から一つを選んでもらう)

国の経済力	20
平和憲法	15
愛国心	13
自衛隊の力	2
アメリカの支援	2
平和外交	42
その他の答え	2
答えない	4

一九五〇年一月二十四日、内閣総理大臣吉田茂が国会での施政方針演説の中で「武力なき自衛権」と言い、同年十二月号の雑誌『世界』で平和問題談話会の学者たちが「精神的文化的乃至は政治的法律的な方法で、国を守るべきだ」と主張して以来、日本国民の防衛意識は狂わされたままになっている。

そこでは、前述の国家の「自存権」と「自衛権」とが故意に混同させられてしまっているのである。

「日本の国を守るのに一番大切なものは」——「平和外交である」(42%)、「国の経済力である」(20%)、「平和憲法である」(15%)という合計77%の答えは、みなその系譜に属するのであるが、「国を守る」「国家を防衛する」

「国家が自衛する」場合、つまり「自衛権」を行使出来る場合というのは、そのような「外交的手段」やら、「経済力」やら、まして「平和憲法」などでは間に合わぬ緊急の場合のみに限られるというのが国際法上の常識である。

一八三七年の「カロライン号事件」で、米国国務長官ウェブスターが述べたように、「自衛権の行使は、急迫な、圧倒的な必要があって、手段の選択を許さず、また考慮している余裕のない場合 (instant, overwhelming, leaving no choice of means and no moment for deliberation) にのみ、国際法上合法とされる」のであり、「外交その他の手段」「精神的、文化的、政治的、法律的方法」などというような悠長な方法手段では間に合わぬ緊急の場合のみ、正当とされるのであるということぐらひは、「外交官」吉田茂や平和問題談話会の「学者」たちが知らぬはずはなかった。

それは、まさに「急迫不正ノ侵害ニ対シ自己又ハ他人ノ権利ヲ防衛スル為メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行為ハ之ヲ罰セス」(刑法第三十六条) という「正当防衛権」の場合に相当するのであり、現在の国連憲章的表現を借用すれば、前にも引用したように、第五十一条の「その国に対して武力攻撃が加えられた場合」にのみ、「自衛権」の行使が正当とされるのである。

このように、「平和」の状態が破られて、その国に対して「武力」攻撃が現に加えられた場合にのみ正当とされ、合法的なものとされる「自衛」の方法手段は、それが有効なものであるためには、当然、「武力的方法」「武力的手段」でなければならぬ。

「日本の国を守るのに一番大切なものは、何だと思いませんか」——「日本の国を守る」というよりは、「日本国民の生命、財産を守る」と表現したほうが正しいのであるが——外国から武力攻撃が加えられた場合に、その武力攻撃

から日本国民の「生命」「財産」を防衛する方法には(現在の国連憲章第五十一条によれば)二種類ある。

[1] 個別的安全保障措置(個別的自衛権の行使)

これは外国から武力攻撃が加えられた場合、日本の「武力」、特に「対外的武力」(軍隊)によって、その外国軍を撃退させて、日本国民の「生命」「財産」を保護する方法である。

しかし、現実には「日本の国を守るのに一番大切なのは、何だと思えますか」という質問に対して、「それは自衛隊の力である」と答えた日本国民はわずか2%にすぎない。

現在の「自衛隊」が「満人保安隊」であり、「いざという場合」には、日本国民の「生命」「財産」を守るところか、米軍基地を守るために米軍と協力して日本国民の「生命」「財産」を侵害する『同胞殺傷部隊』であることを日本国民は、それとなく知っているのである。

「日本の国を守るのに一番大切なのは、何だと思えますか」という質問に対して、「それは愛国心である」と答えた13%の日本国民は基本的には正しい。

しかし、「愛国心」だけで国が守れるものなら、日本は大東亜戦争で米国に負けなかったであろうし、このような対米従属の非愛国的「自衛隊」を持つようなことにはならなかったはずである。

[2] 集団的安全保障措置(集団的自衛権の行使)

これは日本に対して武力攻撃が加えられた場合、集団安全保障条約の相手国の軍隊、現在では米国の軍隊によって、その外国軍を排除してもらって、日本国民の「生命」「財産」を守ってもらう方法であるが、それは、実は、恥ずべき発想であり、不道德な非人間的な、すなわちアニマル的な発想であることを知らねばならない。何故なら、それは

米国民の「税金」と米国青年の「血」でおのれの「生命」「財産」を守らせようとしているのだからである。

しかも、米国の軍隊は、米国を防衛するためにあるのだ、という当然のことを忘却しているという点で、この発想は全く愚劣である。⁽³⁾

日米安保条約の他方の当事国である米国は、当然、「いざという場合」の在日米軍基地からの「利益」を期待している。すなわち、日本列島に軍事基地を置くことが、米国の防衛に役立つから、——米国民の「生命」「財産」を守るのに役立つから、米軍は日本に駐留しているにすぎない。

それは、今日の意味においては、ソ連軍の攻撃から米国太平洋岸を防衛するために、そしてそのためには、特にウラジウオストック軍港に対する電撃的攻撃を加えるために、米軍は日本に駐留しているのである。

「日本の国を守るのに一番大切なものは、何だと思えますか」という質問に対して、「それはアメリカの支援である」と答えた日本国民もまた、わずかに2%であったことは、まことに重要である。

(1) 「昨日」まで、△日本が戦後三十年以上も平和だったのは、主としてどんな理由によると思えますか▽という質問 2▽に対して、「それは、日米安保条約のおかげである」(アメリカの支援のおかげである)と答えた日本国民は、18%であった。

(2) 「今日」、△いざという場合、アメリカは本気で日本を守ってくれると思えますか▽という△質問 4▽に対して、「アメリカは本気で日本を守ってくれると思う」と答えた日本国民は、20%であった。

(3) しかし、その約20%の「対米従属派」・「向米一辺倒派」といっても、「明日」のアメリカの支援については、自信を喪失し、アメリカへの「不信」のかげりを見せている。『自由ベトナム』『自由イラン』を冷たく切り捨てて、

アジアから撤退を開始したアメリカ、しかも、その軍事力がソ連に追いつかれ追い越されかけている米国が、「明日」以後も、「日本の防衛にとって一番大切なもの」となり得るかという質問に対しては、かの「対米従属派」・「向米一辺倒派」といえども、その十分の一のわずか2%が「イエス」と答えただけであった。

思えば一九六八年の世論調査では、八日米安保条約は、一九七〇年に、十年の一応の期限がきて、そのあとは、日本がやめようといえ、その一年後にやめられる状態になります。あなたは、この条約を今後どうするのが一番よいと思いますか。このなかから(カードを見せる)あなたのお気持ちに一番近いものをつだけ選んで下さい。——という質問があって、それに対する答は次の如くであった。

△①「安保条約をさらに十年ぐらいやめられないように改定して、アメリカ軍に頼る」というカードを選んだ者

4

②「安保条約は改定せず、やめようと思えばやめられる状態のまま続けて、アメリカ軍に頼る」というカードを選んだ者

15

③「必要なときだけアメリカ軍に来てもらえるように安保条約を改定する」というカードを選んだ者

13

④「安保条約をすぐにはやめないが、機会をみてやめる方向にもってゆく」というカードを選んだ者

42

⑤「安保条約をやめる」というカードを選んだ者

12

⑥その他の答

1

⑦答えなし

13
▽

それから十年後の一九七八年の世論調査では、もはやこのような各種の「反対論」はすべて問題外とされている。「安保条約をすぐにはやめないが、機会をみてやめる方向に持って行く」という42%、及び「安保条約をすぐやめる」という12%、合計54%の日米安保条約廃棄論は、完全に不問に付せられてしまっている。そして事実上、「有事の際」の日米間の「指揮調整所」の設置という「新段階」に入ってしまったのである。

しかし、このままでは、この『自由日本』においてもまた、『或る朝、突然に』、日本国民の80%乃至は98%が、米軍を捨て、アメリカから完全に「離反」してしまっていることを知って、米国はあわてふためくに違いない。如何なる外国の軍隊でも、その駐留する国の国民から信頼されることはない。

〔一九七八・十一・十二〕

註(1) 拙稿『新日米安保条約と憲法の一断面』

『ジュリスト』一九六〇年一月号(臨時増刊)一〇二頁参照

(2) 拙稿『戦争の放棄』解釈——日本国憲法に於ける平和原理(一)——』

『関西大学法学論集』第三卷第三号四四頁参照

拙稿『自衛力』の諸問題——日本国憲法に於ける平和原理(二)——』

『関西大学法学論集』第四卷第二号一九頁参照

(3) 拙稿『国民、国会、そして政府』

『法律時報』一九六〇年六月号(通巻第三六四号)八四頁参照